

第576号
平成23年
2011年 7月



広報やわた

ホームページ
http://www.city.yawata.kyoto.jp/

発行・八幡市役所 編集・政策推進部秘書広報課

〒614-8501 京都府八幡市八幡園内75 電話(075)983-1111 F A X (075)982-7988

平成23年(2011年) 6月1日現在
人口7万4150人 前月比 26人増
男:3万6347人 女:3万7803人
世帯 3万1120世帯
動き 出生 58人 死亡 60人
(5月分) 転入 231人 転出 203人

広報やわたは、古紙を配合した再生紙と
環境にやさしい植物インクを使っています



水泳学習(南山小学校、6月21日)

7月のカレンダー(予定)

1金	松花堂ふれあい市(9、16、23、30日)〔松花堂美術館〕 9時〜10時
2土	経済セミナー 京都金融・経済講演会 生涯学習センター 13時30分〜15時
3日	流れ橋ふれあい市(10、17、24、31日)〔四季彩苑〕 10時〜12時 障がい児者相談(知的・肢体) 生涯学習センター 13時30分〜15時
4月	
5火	弁護士相談(予約は6月28日) 生涯学習センター 13時15分〜16時
6水	生涯学習センター 13時15分〜16時
7木	ことすくすくひろば パート14 美濃山ミニニティセンター 10時30分〜11時30分
8金	
9土	
10日	第18回やわた人形劇まつり〔生涯学習センター〕 10時30分〜15時 人権相談〔八幡市・交流センター〕 13時〜16時
11月	多量債務法律相談(予約制)〔生活情報センター〕 13時〜16時 弁護士相談(予約は5日) 生涯学習センター 13時15分〜16時
12火	生涯学習センター 13時15分〜16時
13水	女性専門相談(予約制) 八幡市・交流センター 13時30分〜16時30分
14木	行政相談〔市文化センター2階会議室〕 10時〜12時・13時〜16時 ピア・サポート体験〔福祉・商工会〕 13時30分〜15時30分 骨々貯筋講座〔母子健康センター2階〕 14時〜15時30分
15金	さつき市民ホールオープン(8月31日) 9時〜17時
16土	親子の楽しい料理教室〔橋本公民館〕 10時〜12時
17日	
18月	海の日 大型ごみの処分持ち込み〔市役所別館環境業務課〕 9時〜12時 太鼓まつり〔宮入り〕〔高良神社〕 19時頃
19火	弁護士相談(予約は12日)〔生活情報センター〕 13時15分〜16時 ふれあい福祉相談(出張相談)〔八幡市〕 10時〜14時
20水	夏の交通安全防止府民運動(8月20日)
21木	
22金	年金相談(予約制)〔市文化センター2階会議室〕 10時〜16時
23土	親子の楽しい料理教室 男山公民館 10時〜12時 人権文化セミナー〔八幡市・交流センター〕 14時〜
24日	第26回国民文化祭・京都2011 協賛事業 懐かしの歌声ホール 生涯学習センター 16時〜18時
25月	人権相談〔八幡市・交流センター〕 13時〜16時
26火	
27水	
28木	司法書士相談(予約制) 生涯学習センター 13時30分〜16時
29金	女性専門相談(予約制) 生涯学習センター 13時30分〜16時30分
30土	骨々貯筋講座 市文化センター3階会議室 9時30分〜11時30分
31日	

7月のカレンダー(予定)

今月の
主な内容

市議会第2回定例会、平和の折り鶴募集
避難勧告の流れ、地デジ相談コーナー
市職員を募集
後期高齢者医療、人間ドック受診費用を補助
健康特集(特定健康診査、がん検診手帳など) 6、7面
子育て特集(子育て支援センター、こにちは赤ちゃん事業

2面 など
3面 情報ひろば(市政・スポーツなど)・あなたも一言
4面 年金・相談・短信・生活・図書館
5面 保健医療(健康診査など)
6、7面 まちの話題(子育て支援センター、バス教室、授業交流、佐藤康
8、9面 光杯)
10、11面
12、13面
14、15面
16面

市議会第2回定例会

補正予算案等を提出

平成23年八幡市議会第2回定例会が6月9日から始まり、市は補正予算案など6議案と報告2件を提出しました。また6月29日には、人事案件等2議案を追加提出しました。

補正予算案は、平成23年度の一般会計と介護保険特別会計の2件です。

一般会計は9千990万2千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を23億9千490万2千円、介護保険特別会計(保険事業勘定)は530万円を追加、予算総額37億6千150万円となりました。

一般会計補正予算案の主なものとは次のとおりです。

▽老朽化した山鳩保育園(男山金振)の大規模改修工事に対する助成費1億9千21万円▽木造住宅耐震改修助成事業費1千620万円▽ほんまもん京ブランド産地支援事業助成費528万1千円▽国の拡充法案取り下げによる

子ども手当支給事業費減額 1億3千146万円など

その他の議案は、八幡市

新名神高速道路

府道八幡インター線

工事が本格化



※平成28年度頃の八幡JCT・IC(仮称)のイメージです(新名神高速道路暫定供用時点)

市長のふれあい日記

市民協働

東日本大震災から早くも4カ月が過ぎ去ろうとしています。震災地の復旧もまだ緒についたとも言えない状況とお聞きします。市民同士の助け合いが地域の支えになっています。

私達のまちでも、高齢の方が独り寂

しくみにならていることを耳にします。

他人のことはどうでもよい、自分だけよければよいといった風潮を消さなければなりません。人は一人では生きられません。家族の繋がり、地域の繋がりが重要です。

未来を背負う子どもたちが人の温かみを感じ、大切にしながら生きていくまちづくりが必要です。

7月1日に「市民協働推進課」を新設し、実行に移します。

きれいに改修されたプール(有都小)



有都小のプール改修工事
が6月16日完了しました。
今年の夏は、きれいなプ

有都小のプール改修完了

プールが使用できるように、5月中旬から工事を開始しました。

工事の内容は、低学年用の小プールと長さ25m・幅14mのプールの塗装と、プールサイドの改修です。プールサイドには防滑性のビニルシートを使い、滑りにくく安全になりました。

工事費は800万円です。

◆問い合わせ 教育総務課

第二京阪道路と京奈和自動車道をつなぐ新名神高速道路の城陽・八幡間(約3.5km)の工事が今年度から本格的に始まります。

八幡市域においては、第二京阪道路と連結するジャンクションを併設した八幡インターチェンジ(仮称)の工事が、秋頃に施工業者を決定、土工事や橋脚工事が開始され、来春には本津

川渡河部の橋脚工事に着手される予定です。

また、新名神へのアクセス道路となる府道八幡インター線では、大谷川に架かる内戸橋の架け替え工事などが今年度予定されており、平成28年度末の開通に向けて工事が進められます。

◆問い合わせ まちづくり推進課

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案、八幡市税条例の一部を改正する条例案、消防本部の高規格救急自動車・高度救命処置用資機材、30Ⅲ級はしご消防自動車取得についてなどです。

また、人事案件としては、人権擁護委員に野田孝子氏を推薦する議案を提出しました。

届け! 平和への願い 「平和の折り鶴」を募集



展示された「平和の折り鶴」
(昨年7月23日、市役所)

市とピース八幡(市非核平和都市推進協議会)は7月1日から25日まで、平和の願いを込めて折った「平和の折り鶴」を募集します。

市内公共施設に10センチ角の大きさの折り紙と回収カゴを用意しました。折ると「届け! 私たちの平和の願い」「世界中が平和でありますように」の文字が翼になるようになっています。自由にお使いください。

この折り紙以外で折られた鶴も回収カゴに入れてください。

折り鶴は市役所で展示した後、市内中学生らの平和大使により8月6日、広島平和記念公園の「原爆の子の像」にささげられます。

※折り紙、回収カゴ設置場所=市役所、八幡人権・交流センター、有都交流センター、公民館、コミュニティセンター、生涯学習センター、市民図書館ほか

◆問い合わせ 人権啓発課(☎981-3127)

総合計画検討懇談会を設置

第4次八幡市総合計画 後期基本計画の策定に向けて

市では、平成19年度から平成28年度までの10年間の計画期間とする第4次八幡市総合計画に基づき、まちづくりを推進しています。この計画は、平成23年度前期基本計画が終わり、平成24年度から後期基本計画となります。後期基本計画を策定するため、5月30日に新たな八幡市総合計画検討懇談会を設置しました。

会長には、飯塚英雄氏(元徳島文理大学教授)が選出されました。懇談会委員のみなさんは次の通りです。

(50音順、敬称略、会長除く)

赤井重行、伊藤晃一、上田幸寛、金子啓子、河原崎進、四方直子、鶴見達也、西村忠雄、松本聡

今年度の計画策定に向け、懇談会を全6回開催する予定です。懇談会は公開します。希望される人は傍聴できます。第2回懇

前田さんに

瑞宝章光章

今年の春の叙勲で、元交野保育所主任保育母の前田清子さん(西山足立)に瑞宝章が贈られました。

前田さんは、長年にわたる児童福祉に貢献された功績が認められました。

自治功労者表彰に
森下さんと上谷さん

京都府立府民ホールで6

火災・救急統計

消防本部 ☎981-4119

23年1月～5月累計 ()内5月分	昨年同期累計
火災出動	5件 (1件) 9件
火災以外の出動	65件 (12件) 58件
救急出動	1539件 (309件) 1356件
搬送人員	1426人 (292人) 1258人

月17日、八幡市議会議員の森下由美さん(橋本栗ヶ谷)と上谷耕造さん(男山松里)が、府から平成23年度の地域自治功労者として表彰されました。

森下さんは昭和58年4月30日から昭和58年4月30日まで、上谷さんは平成3年4月30日から5期にわたって市議会議員として、地方自治の発展に多大な貢献をされたことが認められました。

■ 地デジ相談コーナー開設中

開設場所	日 時
市役所1階 エレベーター前	7月1日(金)～の 8月26日(金) 水・木・金曜日
生涯学習センター 2階ロビー	7月2日(土)～の 8月20日(土) 土曜日

※開設時間はいずれも午前9時～午後5時。

地上アナログテレビ放送は、7月24日に終了し、地上デジタルテレビ放送(地デジ)に移行します。テレビ画面右上に「アナログ」と表示されているテレビは映らなくなり、地デジ受信の準備が必要です。地デジ受信の準備が済まない方は、地デジ相談コーナーを是非ご利用ください。また、デジサボ京都では、電話相談や高齢者宅への戸別訪問も実施して

地デジの準備はお済みですか？

7月24日アナログ放送終了！

いままので、お気軽にご相談ください。
◆問い合わせ デジサボ京都(総務省京都府テレビ受信者支援センター) ☎333 115

固定資産税(第2期分) 納期限は8月1日です

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に、取扱い金融機関またはコンビニ等で納付してください。

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に、取扱い金融機関またはコンビニ等で納付してください。

避難勧告の流れ

災害時にサイレンが鳴ったら、すぐにテレビ等をつけ、市からの避難情報を確認してください。

市では、災害時に避難情報等を発信する際、市内31カ所に設置した新防災行政無線よりサイレンを鳴らします。すぐにテレビ等をつけ、市からの情報を確認してください。

◆問い合わせ 総務課

避難情報等発信時の流れ

新防災行政無線よりサイレンが鳴る(15秒程度)

テレビ(NHK・KBS京都)等で情報確認

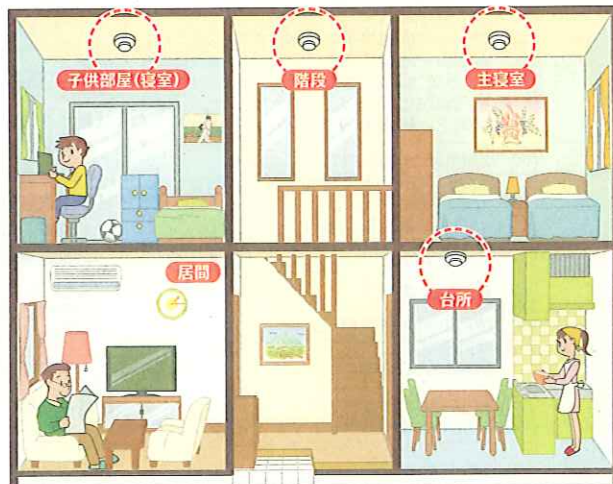
避難情報を確認したら、速やかに避難地(表)へ避難

※災害により避難地が異なります。

施設名	所在地	震災時	風水害時	土砂災害時
八幡小学校	八幡菖蒲池12	○		
くすのき小学校	男山金振9	○	○	
さくら小学校	男山美桜17	○	○	
(旧)八幡第四小学校	男山松里1	○	○	
(旧)八幡第五小学校	男山笹谷2	○	○	
橋本小学校	橋本中ノ池尻15	○	○	
中央小学校	八幡小松77	○		
(旧)八幡東小学校	八幡東浦5	○		
南山小学校	八幡南山7	○	○	
有都小学校	内里北ノ山31	○		
美濃山小学校	欽明台西70	○		
男山第二中学校	男山石城3		○	
男山第三中学校	男山笹谷3		○	
男山東中学校	内里砂島1-1		○	
府立消防学校	八幡樋ノ口15	○		
京都市立美豆小学校	伏見区淀美豆町1244	○		
橋本公民館	橋本堂ヶ原36			○
山紫公民館	八幡山紫48・49			○
志水公民館	八幡岸本35-4			○
男山公民館	男山八望3-1			○
美濃山コミュニティセンター	欽明台西70			○

住宅用火災警報器

取りつけましたか？



消防法により6月から全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。まだの場合は、速やかに設置しましょう。

◆住宅用火災警報器 Q&A

Q 警報器は、なぜ設置するのですか？

A 建物火災の約6割が住宅火災です。死者の半数以上は65歳以上で、夜間、火災に気付くのが遅れ、煙に巻かれて死亡する事例が多いです。

火災の煙は天井に上がってから横に広がるため、徐々に冷えて下がるため、就寝中は気付くことができません。

住宅用火災警報器は、火災による煙や熱をいち早く感知し、火災の発生を警報音や音声で知らせることができるため、万一火災が発生しても素早く避難することができます。

Q どこに設置するのですか？

A 以下の3カ所に設置が必要です。

①就寝中は最も逃げ遅れとなりやすいため、**寝室**に1つ
②逃げ道をふさがれてしまわないため、**階段**に1つ
③うっかり火災などが発生しやすい、**台所**に1つ

Q 種類はありますか？
A 大きく分けて、煙を感知して火災の発生を知らせる「煙式」と、熱を感知して火災を知らせる「熱式」の2種類があります。

寝室・階段には「煙式」を、台所には「熱式」の火災警報器を設置しましょう。

大切な家族や命を守るためにも、住宅用火災警報器を取り付けましょう！
◆問い合わせ 相談 消防本部予防課(☎981・0304)

やわたご意見たまで箱

◆問い合わせ 秘書広報課

禁煙に 取り組みます

市では、受動喫煙防止対策として、7月より週1回水曜日を禁煙促進デーとして設定し、市役所敷地内での職員の勤務時間内の禁煙に取り組みます。

◆問い合わせ 人事課

質問

ひとりで暮らし高齢者の安否確認はどのような方法でしていただけたらいいですか？

◎回答
ひとり暮らし高齢者の安否確認としては、①365日・24時間対応のシルバーライフラインシステム(緊急通報装置)による

②配食サービス利用者に食事を配りながら

これからのあつづきの点がございましたら、ご意見をよろしくお願いします。

平成23年度採用試験

市職員を募集します



市は、平成23年度の八幡市職員採用試験を実施します。市民本位で考え、温かき有能な人を求めます。市民のために力を尽くしてみませんか。

あなたの力で

明るく親切な受付窓口をつくってください
高齢者や弱者にやさしいまちをつくってください
環境にやさしく美しいまちをつくってください
明日の八幡を担う子どもたちを育ててください
安心して安全なまちをつくってください

1 試験職種、採用予定人数および受験資格

職種	採用予定人数	受験資格
事務職A (一般事務)	12人	(1)昭和56年4月2日以降に生まれた人 (2)学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人
事務職B (社会福祉士)	2人	(1)昭和51年4月2日以降に生まれた人 (2)社会福祉士資格を有する人(取得見込みは不可)
事務職C (手話通訳士)	1人	(1)昭和51年4月2日以降に生まれた人 (2)学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 (3)手話通訳士又は都道府県および政令指定都市認定手話通訳者の資格を有する人又は平成24年3月31日までに取得見込みの人
技師(土木)	2人	(1)昭和51年4月2日以降に生まれた人 (2)2級土木施工管理技士以上の資格を有する人又は学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の土木専門課程を卒業又は平成24年3月31日までに卒業見込みの人
技師(建築)	2人	(1)昭和51年4月2日以降に生まれた人 (2)2級建築士以上の資格を有する人又は学校教育法による高等学校、高等専門学校、大学等の建築専門課程を卒業又は平成24年3月31日までに卒業見込みの人
調理員 (給食調理)	4人	(1)昭和51年4月2日以降に生まれた人 (2)学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 (3)調理師免許取得後、学校や病院などの給食施設や飲食店等で3年以上飲食物の調理業務に直接従事した人(平成23年8月1日現在で3年以上従事していること) (4)身体上、職務遂行に支障のない人
技術員 (ごみ収集作業)	2人	(1)昭和61年4月2日以降に生まれた人 (2)学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 (3)中型自動車運転免許(8トン限定可。AT限定は不可)を有する人又は平成24年3月31日までに取得見込みの人 (4)身体上、職務遂行に支障のない人
保健師	2人	(1)昭和51年4月2日以降に生まれた人 (2)保健師免許を有する人又は平成23年度の国家試験で取得見込みの人
幼稚園教諭 保育士	6人	(1)昭和56年4月2日以降に生まれた人 (2)幼稚園教諭免許および保育士資格の両方を有する人又は平成24年3月31日までに取得見込みの人 (注)採用職種(幼稚園教諭又は保育士)は採用時に決定します。
消防職	3人	(1)昭和61年4月2日以降に生まれた人 (2)学校教育法による高等学校卒業程度の学力を有する人 (3)普通自動車運転免許(AT限定は不可)を有する人又は平成24年3月31日までに取得見込みの人 (4)採用後の通勤時間(片道)が概ね1時間以内の人 (5)視力が両眼で0.8以上、かつ一眼でそれぞれ0.5以上の人(いずれも矯正視力含む) (6)色覚、聴力、言語機能のほか、身体上、職務遂行に支障のない人

(注)表の受験資格に必要な免許・資格が平成24年3月31日までに取得できなかった場合や卒業できなかった場合は、試験に合格されても採用できません。

2 試験の日時および場所

区分	日時	場所
第1次試験 事務職A・B・C 調理員 技術員 消防職 技師(土木・建築) 保健師 幼稚園教諭・保育士	9月18日(日) 午前9時30分～午後2時(予定) 午前9時30分～午後4時(予定)	京都八幡高等学校北キャンパス(男山吉井7)
第2次試験 全職種	10月22日(土) 10月23日(日) (いずれか1日)	市文化センター(八幡高畑5-3) 職種により日時が異なります。詳細は第1次試験合格者に郵送で通知します。 ※第2次試験日に受験者全員に健康診断を受診していただきます。

(注)第1次試験会場にはエレベーター設備がありません。車椅子等を使用され、試験会場内での移動に補助・介助等が必要な場合は、受験申込時にその旨をお申し出ください。

3 試験内容

【第1次試験】

事務職、調理員、技術員、消防職……教養試験、作文試験
技師、保健師、幼稚園教諭・保育士……教養試験、作文試験、専門試験

【第2次試験】

事務職、技師、保健師……面接、適性検査
幼稚園教諭・保育士……面接、実技試験(ピアノ演奏と絵本の朗読)
技術員、消防職……面接、体力検査
調理員……面接
※面接は個別面接で、同日に受験者1人につき2回行います。

4 受験申込書

受験申込書は、7月1日(金)から人事課、八幡人権・交流センター、有都交流センター、生活情報センター、公民館で配布。また、市ホームページからもダウンロードできます。

5 受付期間・場所

8月1日(月)～12日(金)市役所2階人事課
午前8時30分～正午、午後1時～5時15分(土、日は除く)

6 注意事項

- ①郵送およびインターネットでの申し込みはできません。(持参に限る)
- ②申込書等は本人が持参してください。やむを得ず代理の場合は、書類の不備や記載内容の訂正等に対応できる人に限ります。
- ③提出書類の記載事項の不備や書類がそろっていない場合は、受け付けすることができません。このために生じた申し込みの遅延については責任を負えません。
- ④受付最終日は混雑が予想されますので、余裕をもって申し込んでください。

後期高齢者医療

被保険者証と保険料決定通知書を送付

被保険者証を送付

後期高齢者医療の被保険者の皆さんへ7月中旬に、被保険者証(茶色)を送付します。

窓口で支払う医療費

後期高齢者医療制度では、皆さんが医療機関の窓口で支払う医療費(一部負担金)の割合(窓口負担)を前年の収入により判定します。

窓口負担割合の判定

住民税の課税所得が145万円未満…1割
住民税の課税所得が145万円以上…3割

○負担割合を1割に軽減
負担割合が3割の世帯で次の要件に該当する場合は、申請により負担割合が1割となります。

軽減要件

- ①世帯内の被保険者が1人の場合、収入金額が383万円未満。
- ②世帯内の被保険者が2人以上の場合、収入金額の合計が520万円未満。
- ③世帯内の被保険者が1人で、同一世帯に70歳以上75歳未満の人がいる場合、これらの収入金額の合計が520万円未満。

▽申請に必要なもの 被保険者証、本人確認書類または本人の委任状、収入額が確認できる書類(源泉徴収票、確定申告書の写

し等)、印かん

入院時の

食事代等の軽減

入院時の食事代の自己負担額が軽減(表1)される「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しています。現在、お持ちの認定証は7月31日で期限が切れますので引き続き該当される人には市から新しい認定証を送付します。また認定証をお持ちでない人で、次の条件に該当する場合は、交付申請をしてください。

- ▽交付条件
低所得Ⅱ…世帯全員が住民税非課税の場合
低所得Ⅲ…世帯全員が住民税非課税で、かつ所得(年金所得は控除額を80万円として計算)が0円の人、または高齢福祉年金を受給し

たは高齢福祉年金を受給し

■ 入院したときの食事代等の自己負担額 【表1】

	1食当たり
一般(下記以外の所得者)	260円
低所得Ⅱ	210円
90日以内の入院 (過去12カ月の入院日数)	
90日を超える入院 (過去12カ月の入院日数)	160円
低所得Ⅰ	100円

【保険料の算定方法】

保険料(限度額50万円)

$$\text{均等割額} + \left\{ \frac{\text{所得割額}}{\text{総所得金額等(33万円)}} \times 8.68\% \right\}$$

(被保険者1人当たり) 44,410円

国民健康保険(国保)加入者と後期高齢者医療制度加入者を対象に、半日人間ドックの受診費用を補助します。

人間ドック受診費用を補助

国保と後期高齢者医療制度加入者

①7月7日(木)市文化センター1階・展示室、午前9時～午後5時
②7月8日(金)と7月11日(月)14日(木)市役所1階・国保医療課、午前8時30分～午後5時15分
※定員になり次第、受け付けを終了します。

▽申請期間・場所
①7月7日(木)市文化センター1階・展示室、午前9時～午後5時
②7月8日(金)と7月11日(月)14日(木)市役所1階・国保医療課、午前8時30分～午後5時15分
※定員になり次第、受け付けを終了します。

▽定員と対象者
(国保加入者) 定員400人。①申請時に1年以上継続して国保に加入し、保険料を完納している人②40歳以上75歳未満(受診時)の人③妊娠や入院をしていない人④特定健康診査を受診していない人

▽後期高齢者医療制度加入者 定員100人。①市から被保険者証を受けている人②後期高齢者医療保険料を完納している人③医療機関に入院していない人④後期高齢者健康診査を受診していない人

ことではできません。市から特定健康診査の受診券が送られてきた人は、人間ドック申込時にお返しください。

▽申請し込みに参加するもの 保険証と印かん

▽受診期間 9月1日(木)～平成24年3月31日(土)

▽自己負担 受診費用の3割相当額(市が契約している検査項目以外は対象外)

▽医療機関 京都第一赤十字病院、美杉会山病院、婦人科なし、京都八幡病院、京都きつ川病院、慈生会総合病院、大和健診センター、田辺中央病院、医療法人知音会(御池クリニック・四条烏丸クリニック)旧坂崎診療所

※受診希望日等をお尋ねすることがありますので、できる限り受診者本人が申し込むください。男山病院に希望された場合、受付時に受診希望日を決めていただきます。

※脳ドックの受診は、個人負担となります。受診機関とご相談ください。

■ 均等割額の軽減 【表2】

軽減割合	軽減の要件
9割	8.5割軽減に該当する人のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない世帯
8.5割	世帯内の被保険者全員と世帯主の所得金額の合計額が33万円以下の人
5割	世帯の総所得金額等の合計額が、基礎控除額(33万円)+24万5千円×被扶養者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯
2割	世帯の総所得金額等の合計額が、基礎控除額(33万円)+35万円×被扶養者数(被保険者である世帯主を除く)を超えない世帯

■ 所得割軽減措置

総所得金額から33万円を引いた金額が58万円以下の人…5割軽減

なお、福祉医療、重度心身障がい老人健康管理事業について、所得制限などにより平成22年度は非該当となった人で、所得の減少などにより今年の8月以降に該当することになった人は、受給者証交付申請書の提出が必要です。

■ 所得制限額

区分	扶養人数	0人	1人	2人	3人	以降1人につき
老人医療(申請者本人)		1,595千円	1,975千円	2,355千円	2,735千円	380千円加算
母子・父子家庭医療(同居の扶養義務者を含む)		6,216千円	6,465千円	6,678千円	6,891千円	213千円加算
障がい者医療・重度心身障がい老人健康管理事業		3,604千円	3,984千円	4,364千円	4,744千円	380千円加算
配偶者・扶養義務者(母子・父子家庭医療を除く各制度)		6,287千円	6,536千円	6,749千円	6,962千円	213千円加算

※上記の額は、平成22年中の所得から本人控除(障がい者控除等)や社会保険料控除等を差し引いた額です。

◆ 問い合わせ 国保医療課